

平成20年6月25日
経 済 産 業 省

パロマ工業（株）に対する消費生活用製品安全法第39条に基づく危害防止命令並びにガス事業者及びLPガス事業者に対する再点検指示について

経済産業省は、消費生活用製品安全法（以下「法」という。）に基づく緊急命令（平成18年8月28日）によりパロマ工業（株）が行っている半密閉式ガス瞬間湯沸器の点検・回収活動等において、点検及び回収もれの事実が認められ、点検及び回収の管理体制が不十分であると認められることから、本日、同社に対して、法第39条の規定に基づき再点検及び周知等必要な措置を取るよう、さらなる危害防止命令を発動しました。

また、迅速かつ的確な回収に協力する観点から、ガス事業者・LPガス事業者は、パロマ工業（株）に対し、これまで対象製品の所在情報を提供してきましたが、当該情報について、データベースの誤入力等により一部もれがあったことが判明したことから、ガス事業者・LPガス事業者に対し、これらの再点検を指示しました。

1. 背景

- （1）パロマ工業（株）製の半密閉式瞬間湯沸器により、昭和60年から平成17年の間に一酸化中毒事故が28件発生し、21人が死亡（36人重軽傷）していました。このことから、当省はパロマ工業（株）に対し、平成18年8月28日に消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成18年法律第104号）による改正前の消費生活用製品安全法（以下、「法」という。）第82条に基づき発出した緊急命令（現在の法第39条の危害防止命令に該当。以下「旧緊急命令」という。）を発出し、同社が製造した半密閉式ガス瞬間湯沸器のうち7機種（PH-81F、PH-82F、PH-101F、PH-102F、PH-131F、PH-132F 及び PH-161F）（以下「対象製品」という。）の点検及び回収等を命じ、以後、同社は点検及び回収活動を行ってきました。
- （2）しかしながら、平成20年6月に外部から点検もれが指摘されたことを契機として、同社に対し、同月9日付けで法第40条に基づく報告徴収を発出し、点検もれの理由及び他に同様の案件がないかについて報告を求めていました。
- （3）平成20年6月16日付及び6月23日付の同社からの報告の結果、同社の点検及び回収活動に関し、担当者の判断のみで対象機種なし等と判断しているケースが見られること、また、明確な確認記録が保存されていない場合があること等、案件管理体制の不備及び一部の点検・回収もれ（14台）が認められました。

(注) なお、6月23日付けのパロマからの報告によれば、これまでの点検・回収もれの14台に関しては、何れも使用不能なガス閉栓中等であり、13台については不正改造は確認されていません（残り1件は未確認）。これら14台は、パロマからの報告によれば、住居表示が同一の別の住宅と錯誤したことによるもの、所有者から対象製品はないと確認していたものの今回の再点検で再確認をお願いした結果、新たに見つかったもの、電話確認のみで非対象製品としていたもの等により、点検・回収もれに至ったものとしています。

(4) このため、本日、パロマ工業（株）に対し、法第39条の規定に基づき、再点検及び周知等を求める危害防止命令をさらに発動することとしました。

(5) また、ガス事業者及びLPガス事業者は、パロマ工業（株）の迅速な点検・回収活動に協力するため、定期的な保安点検等により保有するデータベース等により、パロマ工業（株）の対象製品が存在する可能性がある所在情報を同社に対して提供する等の協力を行ってきたところです。今回、パロマ工業（株）が報告徴収に応じ再確認する中で、ガス事業者から対象製品が存在する可能性があるとしてパロマ工業（株）に対して本来連絡すべき案件が、東京ガス、東邦ガス及び西部ガスによるデータベースの誤入力等により連絡されていなかったことが判明しました。6月24日時点でのガス事業者の再調査では14台の対象機種が存在が確認されています。

(注) これまでの調査では、当該ガス会社からの報告によれば、上記14台については、データベースの誤入力による機種番号違い等として誤って対象製品ではないと判断されたものです。なお、何れも不正改造は確認されていません。

(6) このため、原子力安全・保安院から、全てのガス事業者及びLPガス事業者に対し、データベースの誤入力等の再点検及びパロマ工業（株）への速やかな連絡等を指示することとしました。

2. 採るべき措置内容（パロマに対する危害防止命令の概要）

(1) 旧緊急命令に基づく対象製品に関し、所在の可能性があるととしてガス事業者及びLPガス事業者から所在情報を受けた製品すべてについて、再点検を行い、平成20年8月25日までに再点検活動を完了させること（既に現場で点検したことを示す明確な資料が存在するものは除く）。また、その結果を明確な現場記録等の具体的な証拠とともに平成20年9月1日までに提出すること。

(2) 新聞、テレビ等を活用して、上記（1）の製品について早急に機器の点検を受けることについて消費者へ注意喚起を行うこと。

(3) 上記（1）、（2）の再点検活動を実施するにあたっては、代表取締役社長を長とし、従業員等から構成される再点検チームを結成して組織体制

を抜本的に強化するとともに、第三者に具体的な点検活動について監査させること。

(4) 上記(1)、(2)の実施状況に関し、再点検活動が完了するまでの間、毎週、経済産業省に報告すること。

3. ガス事業者及びLPガス事業者に対する指導の概要

(1) パロマ工業(株)に対する旧緊急命令の対象製品に関し、同社が現在行っている点検及び回収作業の迅速かつ確実な遂行に資するため、同社の要請に応じて、各ガス事業者及びLPガス事業者の保有する需要家の消費機器に関する情報や閉栓・休止情報等を同社に提供すること。

(2) 再度、これまでに同社に対する提供情報の中からもれた物件の中に点検・回収対象機種が存在する可能性について誤記入や誤入力等の事例を参考とし、データベースを早急に再点検すること。さらに、再点検に基づき、需要家訪問等を通じてそれらが点検・回収対象機種である可能性があるかと判断した物件については、ただちにパロマ工業株式会社に連絡すること。

(3) 点検・回収対象機器の発見に資するため、ガス事業者及びLPガス事業者としても、各事業者の有している需要家の消費機器情報等を基に、所要の周知活動を行うこと。

(4) (2)及び(3)の対応作業の結果については、関係団体を通じてとりまとめ、7月25日までに原子力安全・保安院に報告すること。

(参考) 平成18年8月28日付け緊急命令以後のパロマ工業(株)の点検・回収作業の概要

- ガス事業法等に基づく定期保安点検等によりガス・LPガス事業者が保有する全世帯の顧客の機器情報から、同社の対象製品を保有している可能性がある所在情報を抽出して、同社に対して連絡。
- 併せて、同社はテレビや新聞等の広告手段やダイレクトメール、チラシ配布等により、消費者に対して広く告知を実施。
- 上記の所在情報及び消費者からの申出情報に基づき、当該案件(20年5月末日時点で同社から報告を受けている件数は総計52,945台。)について、同社及びガス事業者・LPガス事業者が対象製品の所在を点検・確認の上、対象製品を保有している場合には同社が回収を実施。
- 20年5月末日時点での同社による報告では、上記の総計のうち、対象製品がないことが確認されたものが32,655台、対象製品の所在が確認されたものが20,011台、点検拒否や留守などで対象製品の有無の確認がなされていないものが23件となっている。
- 同様に20年5月末日時点での同社による報告では、上記の対象製品が確認された20,011台のうち、回収が完了したものが19,993台となっており、残り18台は拒否等で回収未了となっている。
- また、同社による報告では、ガス閉栓中のものが256件となっている。

(本発表資料のお問い合わせ先)

1. ~ 2. について

 商務流通グループ製品安全課

 担当者：佐野、掛川

 電話：03-3501-4707 (直通)

3. について

 原子力安全・保安院ガス安全課

 担当者：福島、大谷

 電話：03-3501-4032 (直通)

 原子力安全・保安院液化石油ガス保安課

 担当者：田村、五十嵐

 電話：03-3501-1672 (直通)

経 済 産 業 省

平成20・06・24商第14号

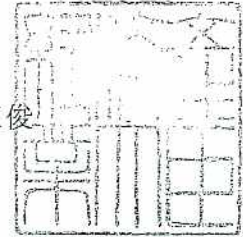
平成20年6月25日

パロマ工業株式会社

代表取締役社長 川瀬 二郎 殿

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 若林 正俊



消費生活用製品安全法第39条に基づく危害防止命令について

1. 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号、以下「法」という。）第39条の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を採るべきことを命ずる。
2. この命令について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申立てをすることができる。
3. 訴訟により、この命令の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、命令の取消しの訴えを提起することができる。

記

1. 採るべき措置の内容

- (1) 平成18年8月28日に消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成18年法律第104号）による改正前の法第82条に基づき発出した緊急命令（以下「旧緊急命令」という。）による点検及び回収の対象となる可能性があるとしてガス事業者及び液化石油ガス販売事業者から所在情報を受けた製品すべてについて、再度点検を行い、平成20年8月25日までに再点検活動を完了させること（既に現場で点検したことを示す明確な証拠が存在するものは除く）。また、その結果を明確な現場記録等の具体的な証拠とともに平成20年9月1日までに提出すること。
- (2) 新聞、テレビ、インターネット、ダイレクトメール等の周知手段を活用して、上記(1)の製品について早急に機器の点検を受けることを消費者へ注意喚起を行うこと。

(3) 上記(1)、(2)の再点検活動を実施するに当たっては、代表取締役社長を長とし、従業員等から構成される再点検チームを結成して組織体制を抜本的に強化するとともに、第三者に具体的な点検活動について監査させること。

(4) 上記(1)、(2)の実施状況に関し、再点検活動が完了するまでの間、毎週、経済産業省に報告すること。

2. 危害防止命令を発動する理由

(1) 貴社に対し、旧緊急命令を発出し、貴社が製造した半密閉式ガス瞬間湯沸器のうち7機種(PH-81F、PH-82F、PH-101F、PH-102F、PH-131F、PH-132F及びPH-161F)(以下「対象製品」という。)の点検及び回収等を命じたところであるが、先般、点検漏れの事実が指摘されたため、貴社に対し、平成20年6月9日付けで法第40条に基づく報告徴収を発出し、その理由や他でも同様の案件がないか報告を求めたところである。

(2) 平成20年6月16日付け及び6月23日付けの貴社からの報告の結果、貴社の点検及び回収活動に関し、個々の案件について、対象製品の可能性のあるものについて、現場の確認記録等なしに点検対象外とし、点検せずに処理しているものがある、データベースの入力がずさんである、社内のチェック体制が不十分である等の案件管理体制面の不備が認められる。

(3) 上記のような案件管理体制面の不備が認められたことを踏まえると、貴社は迅速かつ確実に点検及び回収に取り組む立場にありながら、その責務を十分果たしておらず、対象製品がまだまだ市場に存在し、一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生する急迫した危険が依然として存在すると考えられることから、更なる危害防止措置が必要であると認められる。

(4) 以上より、法第39条の規定に基づき危害防止命令を発動するものである。

経済産業省

平成20・06・24 原院第2号

平成20年6月25日

社団法人日本ガス協会
会長 野村 明雄 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久

NISA-245d-8-3



パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する調査と協力について（要請）

1. 需要家の消費機器に関する情報等の提供について

経済産業省（以下「当省」という。）は、パロマ工業株式会社（以下「パロマ工業」という。）製ガス瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒による死傷事故に関し、平成18年8月28日付けでパロマ工業に対して、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成18年法律第104号）による改正前の消費生活用品安全法（以下「法」という。）第82条の規定に基づく緊急命令（参考1）を発動し、別添1に示す半密閉式ガス瞬間湯沸器（以下「対象機器」という。）の点検及び回収作業を行うことを指示しました。また、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、「パロマ工業株式会社製瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒事故に関する調査と協力について（要請）（平成18年7月14日付け平成18・07・14原第2号）」（参考2）により、一般ガス事業者に対して、対象機器の設置状況に関する情報提供や点検の実施を要請しました。

しかし、その後、対象機器の点検及び回収の状況に問題が生じたことから、当省は、平成20年6月9日付けでパロマ工業に対して、法第40条第1項の規定に基づく報告徴収を求めたところ、その報告結果を受け、平成20年6月25日付けで、法第39条の規定に基づく危害防止命令（参考3）を発動しました。これを受け、国民の安全を迅速に確保する観点から、当院は、貴協会の傘下会員である一般ガス事業者へ下記の対応を要請することを求めます。

記

パロマ工業が現在行っている対象機器の点検及び回収作業の迅速かつ確実な遂行に資するため、パロマ工業の要請に応じて、各一般ガス事業者の保有する需要家の消費機器に関する情報や閉栓・休止情報等をパロマ工業に提供すること。

2. データベース等の再点検等について

先般、当院は、「パロマ工業株式会社製瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒事故に関する調査と協力について（要請）（平成18年7月14日付け平成18・07・14原第2号）」に基づきガス事業者からパロマ工業に対してこれまで提供された情報は、対象機器の点検及び回収作業に活用されているが、一部、ガス事業者から提供された情報には含まれない場所に対象機器が設置されている例が発見された旨の報告を受けました。

その後の当院の分析によれば、本事案は、ガス事業者が所有する需要家の消費機器に関するデータベースの一部に、機種名の誤記入や誤入力等があったことから発生したものと考えられます。

つきましては、一般ガス事業者から情報が提供されていない場所に設置された対象機器についても、従来から、需要家への広報等を通じ、設置状況の把握や回収が進められてきたところではありますが、国民の安全を迅速に確保する観点から、当院は、貴協会の傘下会員である一般ガス事業者へ下記の対応を再度要請することを求めます。また、一般ガス事業者から提出された対応の結果を取りまとめて、平成20年7月25日までに報告することを求めます。

記

イ. これまでのパロマ工業への提供情報の中に含まれない設置箇所に対象機器が存在する可能性について、データベース（注1）を早急に点検すること。その際、別添2に示す今般発見された誤記入や誤入力等の事例（注2）を参考とし、誤記入や誤入力等のために対象機器が点検・回収対象外機種等として処理されていないか等につき入念に確認すること。

（注1）データベースとは、コンピュータ等の情報システム上に電磁的記録として保存されているものか、帳簿等の紙媒体で保存されているものかを問わない。

（注2）別添2の「表A」は、ガス事業者からパロマ工業への提供情報に含まれない設置箇所、対象機器が最近発見された事例を示す。また、「表B」は、これまでのところ対象機器は発見されていないが、リスト中の標記は実在しない機種名を示していることから、今後、対象機器がこれらの中から発見される可能性が否定できないものを示す。

ロ. 上記イ. の点検や需要家訪問等により、情報提供していない設置箇所に対象機器が存在する可能性があるとは判断したときは、その情報を早急にパロマ工業へ提供すること。

ハ. 対象機器の発見に資するため、一般ガス事業者としても、各事業者の有している
需要家の消費機器情報等を基に、早急に所要の周知活動を行うこと。

ニ. 一般ガス事業者は、イ. からハ. の指示に基づき実施した対応の結果を社団法人
日本ガス協会へ提出すること。

点検及び回収の対象となるガス瞬間湯沸器の型式（機種名）一覧

PH-81F

PH-82F

PH-101F

PH-102F

PH-131F

PH-132F

PH-161F

PA-108FE (PH-81Fの東京ガス(株)OEM品)

PA-113FE (PH-131Fの東京ガス(株)OEM品)

PICM-250 (PH-131Fの東邦ガス(株)OEM品)

KPA-608F (PH-82Fの北海道ガス(株)OEM品)

KPA-610F (PH-102Fの北海道ガス(株)OEM品)

KPA-613F (PH-132Fの北海道ガス(株)OEM品)

(別添2)

平成18年7月当院要請をもとにガス事業者が 抽出作業を行ったデータベースからの検索もれの事例

[表A]機種名に誤記入・誤入力等があり、実際に点検・回収対象機器が発見されたもの

発見機種名(回収対象機器)	誤記入・誤入力等の事例	事業者からの報告に基づき、保安院が分析した要因
PA-113FE (PA-113FEZ)	PA-131FEZ	113と131を入力する際に誤入力した可能性がある。
	PA-131F	OEM商品であるPA-113FEは、パロマでの型番はPH-131Fであり、両者のアルファベットと数字を混同した可能性がある。
	PH-113FE	PA(OEMブランドの型番)とPH(パロマの型番)を混同した可能性がある。
	PA-10BFEZU	B(アルファベット)と8(数字)を誤認識した可能性がある。
	PA-188FEZ	0と8を誤入力した可能性がある。
	PA-108FEZ	0(アルファベット)と0(数字)を誤認識した可能性がある。
PH-81F	PA-1'8E	読み取り機の誤認、またはPC入力時の誤操作の可能性がある。
	PA-81F10	PA(OEMブランドの型番)とPH(パロマの型番)を混同した可能性がある。
	ユワカキPH-81F	事業者が合併した際にデータベース上の入力方法が統一されておらず、検索条件によって抽出からもれた可能性がある。
PH-131F	PH-13-F	読み取り機の誤認、または入力時のPCの誤操作の可能性がある。
	ユワカキPH-161F	事業者が合併した際にデータベース上の入力方法が統一されておらず、検索条件によって抽出からもれた可能性がある。
PH-161F	PH-16F	転記ミス(1を未入力)の可能性がある。
PH-131F	PH-13F	転記ミス(1を未入力)の可能性がある。
	PH-131M	MとFを誤記入した可能性がある(PH-131Mは実在機種であり回収命令の対象機種ではない)。

注)需要家の消費機器に関するメーカー名、型式名、製造年月の記載は、平成19年4月1日から法律上義務化されている。

[表B]これまでのところ点検・回収対象機器は発見されていないが、それら機種と紛らわしい誤記入・誤入力が見られるもの(事例)

	誤記入・誤入力等の事例	事業者からの報告に基づき、保安院が分析した要因
●数字とアルファベットを誤記入、誤入力したと考えられるもの		
PH-101F と紛らわしいもの	PH-1D1F	D(アルファベット)と0(数字)を誤認識した可能性がある。
	PHI01F	I(アルファベット)と1(数字)を誤認識した可能性がある。
PA-108FEZ と紛らわしいもの	PA-L08FEZ	L(アルファベット)と1(数字)を誤認識した可能性がある。
●数字やアルファベットを誤記入、誤入力したと考えられるもの		
PH-81F と紛らわしいもの	PH-81E	EとFを誤認識した可能性がある。
●機器名の末尾に設置場所について記載していると考えられるもの		
PH-81F と紛らわしいもの	PH-81Fマンション	設置場所(洗面所)を機器名として記載した可能性があり、検索条件によっては抽出もれが起こる可能性がある。
●文字を重複して記載したと考えられるもの		
PA-108FE と紛らわしいもの	PA-108BFEE	8に続いてBを入力した可能性がある。

経済産業省

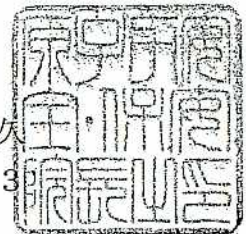
平成 20・06・24 原院第 2 号

平成 20 年 6 月 25 日

社団法人日本簡易ガス協会
会長 北嶋 一郎 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久

NISA-245d-8-3



パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する調査と協力について（要請）

1. 需要家の消費機器に関する情報等の提供について

経済産業省（以下「当省」という。）は、パロマ工業株式会社（以下「パロマ工業」という。）製ガス瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒による死傷事故に関し、平成18年8月28日付けでパロマ工業に対して、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成18年法律第104号）による改正前の消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第82条の規定に基づく緊急命令（参考1）を発動し、別添1に示す半密閉式ガス瞬間湯沸器（以下「対象機器」という。）の点検及び回収作業を行うことを指示しました。また、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、「パロマ工業株式会社製瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒事故に関する調査と協力について（要請）（平成18年7月14日付け平成18・07・14原第2号）」（参考2）により、簡易ガス事業者に対して、対象機器の設置状況に関する情報提供や点検の実施を要請しました。

しかし、その後、対象機器の点検及び回収の状況に問題が生じたことから、当省は、平成20年6月9日付けでパロマ工業に対して、法第40条第1項の規定に基づく報告徴収を求めたところ、その報告結果を受け、平成20年6月25日付けで、法第39条の規定に基づく危害防止命令（参考3）を発動しました。これを受け、国民の安全を迅速に確保する観点から、当院は、貴協会の傘下会員である簡易ガス事業者へ下記の対応を要請することを求めます。

記

パロマ工業が現在行っている対象機器の点検及び回収作業の迅速かつ確実な遂行に資するため、パロマ工業の要請に応じて、各簡易ガス事業者の保有する需要家の消費機器に関する情報や閉栓・休止情報等をパロマ工業に提供すること。

2. データベース等の再点検等について

先般、当院は、「パロマ工業株式会社製瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒事故に関する調査と協力について（要請）（平成18年7月14日付け平成18・07・14原第2号）」に基づきガス事業者からパロマ工業に対してこれまで提供された情報は、対象機器の点検及び回収作業に活用されているが、一部、ガス事業者から提供された情報には含まれない場所に対象機器が設置されている例が発見された旨の報告を受けました。

その後の当院の分析によれば、本事案は、ガス事業者が所有する需要家の消費機器に関するデータベースの一部に、機種名の誤記入や誤入力等があったことから発生したものと考えられます。

つきましては、簡易ガス事業者から情報が提供されていない場所に設置された対象機器についても、従来から、需要家への広報等を通じ、設置状況の把握や回収が進められてきたところではあります。国民の安全を迅速に確保する観点から、当院は、貴協会の傘下会員である簡易ガス事業者へ下記の対応を再度要請することを求めます。また、簡易ガス事業者から提出された対応の結果を取りまとめて、平成20年7月25日までに報告することを求めます。

記

イ. これまでのパロマ工業への提供情報の中に含まれない設置箇所に対象機器が存在する可能性について、データベース（注1）を早急に点検すること。その際、別添2に示す今般発見された誤記入や誤入力等の事例（注2）を参考とし、誤記入や誤入力等のために対象機器が点検・回収対象外機種等として処理されていないか等につき入念に確認すること。

（注1）データベースとは、コンピュータ等の情報システム上に電磁的記録として保存されているものか、帳簿等の紙媒体で保存されているものかを問わない。

（注2）別添2の「表A」は、ガス事業者からパロマ工業への提供情報に含まれない設置箇所、対象機器が最近発見された事例を示す。また、「表B」は、これまでのところ対象機器は発見されていないが、リスト中の標記は実在しない機種名を示していることから、今後、対象機器がこれらの中から発見される可能性が否定できないものを示す。

ロ. 上記イ. の点検や需要家訪問等により、情報提供していない設置箇所に対象機器が存在する可能性があるとは判断したときは、その情報を早急にパロマ工業へ提供すること。

ハ. 対象機器の発見に資するため、簡易ガス事業者としても、各事業者の有している
需要家の消費機器情報等を基に、早急に所要の周知活動を行うこと。

ニ. 簡易ガス事業者は、イ. からハ. の指示に基づき実施した対応の結果を社団法人
日本簡易ガス協会へ提出すること。

点検及び回収の対象となるガス瞬間湯沸器の型式（機種名）一覧

PH-81F

PH-82F

PH-101F

PH-102F

PH-131F

PH-132F

PH-161F

PA-108FE (PH-81Fの東京ガス(株)OEM品)

PA-113FE (PH-131Fの東京ガス(株)OEM品)

PICM-250 (PH-131Fの東邦ガス(株)OEM品)

KPA-608F (PH-82Fの北海道ガス(株)OEM品)

KPA-610F (PH-102Fの北海道ガス(株)OEM品)

KPA-613F (PH-132Fの北海道ガス(株)OEM品)

(別添2)

平成18年7月当院要請をもとにガス事業者が 抽出作業を行ったデータベースからの検索もれの事例

[表A]機種名に誤記入・誤入力等があり、実際に点検・回収対象機器が発見されたもの

発見機種名(回収対象機器)	誤記入・誤入力等の事例	事業者からの報告に基づき、保安院が分析した要因
PA-113FE (PA-113FEZ)	PA-131FEZ	113と131を入力する際に誤入力した可能性がある。
	PA-131F	OEM商品であるPA-113FEは、パロマでの型番はPH-131Fであり、両者のアルファベットと数字を混同した可能性がある。
	PH-113FE	PA(OEMブランドの型番)とPH(パロマの型番)を混同した可能性がある。
PA-108FEZ	PA-10BFZEU	B(アルファベット)と8(数字)を誤認識した可能性がある。
	PA-188FEZ	0と8を誤入力した可能性がある。
	PA-108FEZ	0(アルファベット)と0(数字)を誤認識した可能性がある。
PH-81F	PA-1'8E	読み取り機の誤認、またはPC入力時の誤操作の可能性がある。
	PA-81F10	PA(OEMブランドの型番)とPH(パロマの型番)を混同した可能性がある。
	ユワジキPH-81F	事業者が合併した際にデータベース上の入力方法が統一されておらず、検索条件によって抽出からもれた可能性がある。
PH-131F	PH-13-F	読み取り機の誤認、または入力時のPCの誤操作の可能性がある。
PH-161F	ユワジキPH-161F	事業者が合併した際にデータベース上の入力方法が統一されておらず、検索条件によって抽出からもれた可能性がある。
	PH-16F	転記ミス(1を未入力)の可能性がある。
PH-131F	PH-13F	転記ミス(1を未入力)の可能性がある。
	PH-131M	MとFを誤記入した可能性がある(PH-131Mは实在機種であり回収命令の対象機種ではない)。

注) 需要家の消費機器に関するメーカー名、型式名、製造年月の記載は、平成19年4月1日から法律上義務化されている。

[表B]これまでのところ点検・回収対象機器は発見されていないが、それら機種と紛らわしい誤記入・誤入力となされているもの(事例)

	誤記入・誤入力等の事例	事業者からの報告に基づき、保安院が分析した要因
●数字とアルファベットを誤記入、誤入力したと考えられるもの		
PH-101F と紛らわしいもの	PH-1D1F	D(アルファベット)と0(数字)を誤認識した可能性がある。
	PHI01F	I(アルファベット)と1(数字)を誤認識した可能性がある。
PA-108FEZ と紛らわしいもの	PA-L08FEZ	L(アルファベット)と1(数字)を誤認識した可能性がある。
●数字やアルファベットを誤記入、誤入力したと考えられるもの		
PH-81F と紛らわしいもの	PH-81E	EとFを誤認識した可能性がある。
●機器名の末尾に設置場所について記載していると考えられるもの		
PH-81F と紛らわしいもの	PH-81Fハンゾウ	設置場所(洗面所)を機器名として記載した可能性があり、検索条件によっては抽出もれが起こる可能性がある。
●文字を重複して記載したと考えられるもの		
PA-108FE と紛らわしいもの	PA-108BFE	8に続いてBを入力した可能性がある。

経済産業省

平成 20・06・24 原院第 4 号
平成 20 年 6 月 25 日

社団法人日本エルピーガス連合会
会長 川本 宜彦 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久



パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収
等に関する調査と協力について（要請）

原子力安全・保安院は、液化石油ガス販売事業者及び団体に対して別添
(NISA-278b-08-07) のとおりの対応を求めることとしました。

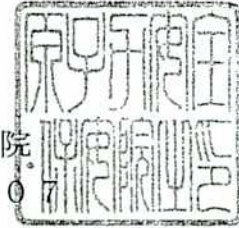
つきましては、貴連合会におかれましても、別添に従い所要の対応をお願い
いたします。

経済産業省

平成20・06・24原院第4号
平成20年6月25日

パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収
等に関する調査と協力について（要請）

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-278b-08-07



1. 需要家の消費機器に関する情報等の提供について

経済産業省（以下「当省」という。）は、パロマ工業株式会社（以下「パロマ工業」という。）製ガス瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒による死傷事故に関し、平成18年8月28日付けでパロマ工業に対して、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成18年法律第104号）による改正前の消費生活用品安全法（以下「法」という。）第82条の規定に基づく緊急命令（参考1）を発動し、別添1に示す半密閉式ガス瞬間湯沸器（以下「対象機器」という。）の点検及び回収作業を行うことを指示しました。また、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、「パロマ工業（株）製瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒事故に関する調査と協力について（要請）（平成18年7月14日付け平成18・07・14原院第1号）」（参考2）により、液化石油ガス販売事業者に対して、対象機器の設置状況に関する情報提供や点検の実施を要請しました。

しかし、その後、対象機器の点検及び回収の状況に問題が生じたことから、当省は、平成20年6月9日付けでパロマ工業に対して、法第40条第1項の規定に基づく報告徴収を求めたところ、その報告結果を受け、平成20年6月25日付けで、法第39条の規定に基づく危害防止命令（参考3）を発動しました。これを受け、国民の安全を迅速に確保する観点から、当院は、液化石油ガス販売事業者に対して下記の対応を求めるとともに、団体に対して傘下会員である液化石油ガス販売事業者へ下記の対応を要請することを求めます。

記

パロマ工業が現在行っている対象機器の点検及び回収作業の迅速かつ確実な遂行

に資するため、パロマ工業の要請に応じて、各液化石油ガス販売事業者の保有する需要家の消費機器に関する情報や閉栓・休止情報等をパロマ工業に提供すること。

2. データベース等の再点検等について

先般、当院は、「パロマ工業（株）製瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒事故に関する調査と協力について（要請）（平成18年7月14日付け平成18・07・14原院第1号）」に基づき液化石油ガス販売事業者からパロマ工業に対してこれまで提供された情報は、対象機器の点検及び回収作業に活用されているが、一部、ガス事業者から提供された情報には含まれない場所に対象機器が設置されている例が発見された旨の報告を受けました。

その後の当院の分析によれば、本事案は、ガス事業者が所有する需要家の消費機器に関するデータベースの一部に、機種名の誤記入や誤入力等があったことから発生したものと考えられます。

つきましては、液化石油ガス販売事業者から情報が提供されていない場所に設置された対象機器についても、従来から、需要家への広報等を通じ、設置状況の把握や回収が進められてきたところではありますが、国民の安全を迅速に確保する観点から、当院は、液化石油ガス販売事業者に対して下記の対応を再度求めるとともに、団体に対して傘下会員である液化石油ガス販売事業者へ下記の対応を再度要請することを求めます。また、液化石油ガス販売事業者から提出された対応の結果を取りまとめて、平成20年7月25日までに報告することを求めます（ただし、都道府県エルピーガス協会を除く。）。

記

イ. これまでのパロマ工業への提供情報の中に含まれない設置箇所に対象機器が存在する可能性について、データベース（注1）を早急に点検すること。その際、別添2に示す今般発見された誤記入や誤入力等の事例（注2）を参考とし、誤記入や誤入力等のために対象機器が点検・回収対象外機種等として処理されていないか等につき入念に確認すること。

（注1）データベースとは、コンピュータ等の情報システム上に電磁的記録として保存されているものか、帳簿等の紙媒体で保存されているものかを問わない。

（注2）別添2の「表A」は、ガス事業者からパロマ工業への提供情報に含まれない設置箇所で、対象機器が最近発見された事例を示す。また、「表B」は、これまでのところ対象機器は発見されていないが、リスト中の標記は実在しない機種名を示していることから、今後、対象機器がこれらの中から発見される可能性が否定できないものを示す。

ロ. 上記イ. の点検や需要家訪問等により、情報提供していない設置箇所に対象機器が存在する可能性があるとは判断したときは、その情報を早急にパロマ工業へ提供すること。

ハ. 対象機器の発見に資するため、液化石油ガス販売事業者としても、各事業者の有している需要家の消費機器情報等を基に、早急に所要の周知活動を行うこと。

ニ. 液化石油ガス販売事業者は、イ. からハ. の指示に基づき実施した対応の結果を都道府県エルピーガス協会に提出すること。また、日本液化石油ガス協議会の会員にあっては、同協議会にも提出すること。

(別添1)

点検及び回収の対象となるガス瞬間湯沸器の型式(機種名)一覧

PH-81F

PH-82F

PH-101F

PH-102F

PH-131F

PH-132F

PH-161F

PA-108FE (PH-81Fの東京ガス株OEM品)

PA-113FE (PH-131Fの東京ガス株OEM品)

PICM-250 (PH-131Fの東邦ガス株OEM品)

KPA-608F (PH-82Fの北海道ガス株OEM品)

KPA-610F (PH-102Fの北海道ガス株OEM品)

KPA-613F (PH-132Fの北海道ガス株OEM品)

(別添2)

平成18年7月当院要請をもとにガス事業者が 抽出作業を行ったデータベースからの検索もれの事例

[表A]機種名に誤記入・誤入力等があり、実際に点検・回収対象機器が発見されたもの

発見機種名(回収対象機器)	誤記入・誤入力等の事例	事業者からの報告に基づき、保安院が分析した要因
PA-113FE (PA-113FEZ)	PA-131FEZ	113と131を入力する際に誤入力した可能性がある。
	PA-131F	OEM商品であるPA-113FEは、パロマでの型番はPH-131Fであり、両者のアルファベットと数字を混同した可能性がある。
	PH-113FE	PA(OEMブランドの型番)とPH(パロマの型番)を混同した可能性がある。
	PA-10BFEZU	B(アルファベット)と8(数字)を誤認識した可能性がある。
	PA-188FEZ	0と8を誤入力した可能性がある。
PA-108FEZ	PA-108FEZ	0(アルファベット)と0(数字)を誤認識した可能性がある。
	PA-1'8E	読み取り機の誤認、またはPCC入力時の誤操作の可能性がある。
	PA-81F10	PA(OEMブランドの型番)とPH(パロマの型番)を混同した可能性がある。
PH-81F	ユワカジキPH-81F	事業者が合併した際にデータベース上の入力方法が統一されておらず、検索条件によって抽出からもれた可能性がある。
	PH-131F	読み取り機の誤認、または入力時のPCCの誤操作の可能性がある。
PH-161F	ユワカジキPH-161F	事業者が合併した際にデータベース上の入力方法が統一されておらず、検索条件によって抽出からもれた可能性がある。
	PH-16F	転記ミス(1を未入力)の可能性がある。
PH-131F	PH-13F	転記ミス(1を未入力)の可能性がある。
	PH-131M	MとFを誤記入した可能性がある(PH-131Mは実在機種であり回収命令の対象機種ではない)。

注) 需要家の消費機器に関するメーカー名、型式名、製造年月の記載は、平成19年4月1日から法律上義務化されている。

[表B] これまでのところ点検・回収対象機器は発見されていないが、それら機種と紛らわしい誤記入・誤入力となされているもの(事例)

	誤記入・誤入力等の事例	事業者からの報告に基づき、保安院が分析した要因
●数字とアルファベットを誤記入、誤入力したと考えられるもの		
PH-101F と紛らわしいもの	PH-1D1F	D(アルファベット)と0(数字)を誤認識した可能性がある。
	PH101F	I(アルファベット)と1(数字)を誤認識した可能性がある。
	PA-L08FEZ	L(アルファベット)と1(数字)を誤認識した可能性がある。
●数字やアルファベットを誤記入、誤入力したと考えられるもの		
PH-81F と紛らわしいもの	PH-81E	EとFを誤認識した可能性がある。
●機器名の末尾に設置場所について記載していると考えられるもの		
PH-81F と紛らわしいもの	PH-81Fメンジヨ	設置場所(洗面所)を機器名として記載した可能性があり、検索条件によっては抽出もれが起こる可能性がある。
●文字を重複して記載したと考えられるもの		
PA-108FE と紛らわしいもの	PA-108BFE	8に続いてBを入力した可能性がある。